議　　題

防災関係部課長会議

議題１　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の際の事前避難について（名古屋市・豊橋市提出）

【要旨】

令和２年３月に、愛知県より「南海トラフ地震臨時情報発表時における防災対応の内「巨大地震警戒時の事前避難」の検討手引き」が策定されたところですが、巨大地震警戒時における各市の対応等についてお伺いします。

＜津波及び堤防沈下等による浸水＞

（１）事前避難の検討対象地域（地震発生後 30 分以内に 30 ㎝以上の浸水が発生する地域）の有無について
※対象地域が「無」の場合＜土砂災害＞へ

（２）事前避難対象地域の設定方法について
①県手引きどおり　②その他県手引きと異なる方法（記述）
③検討中（検討中の案があれば記述）

（３）愛知県市町村津波避難計画策定指針などに基づく避難困難地域の取扱いについて
①県手引きどおり　②その他県手引きと異なる方法（記述）
③検討中（検討中の案があれば記述）　④対象区域がない

（４）避難先の確保について
①既存の指定避難所を確保する。
②既存の指定避難所に加えて、公共施設や旅館・ホテル・企業の会議室等の民間施設を確保する。
③検討中（検討中の案があれば記述）

（５）住民への説明方法について
（例）校区単位の住民説明会の開催、町内会長等を対象とした説明会の開催、広報紙への掲載周知、回覧板による周知　など

（６）事前避難対象地域の設定に係る今後のスケジュールについて

＜土砂災害＞

（１）土砂災害に対する防災対応の考え方

（例）県手引きどおり、避難等の対応が必要な箇所は特定できないので、個々の状況に応じて、身の安全を守る等の防災対応の検討を促す。

＜住宅の倒壊、地震火災＞

（１）住宅の倒壊、地震火災に対する防災対応の考え方

（例）県手引きどおり、一律に避難を求めることは基本としない。ただし、耐震性の不足する住宅に居住する住民は、避難をあらかじめ検討することが必要である。また、地震火災については、火災の発生を防止する呼びかけなどを行う。

議題２ 南海トラフ地震臨時情報発表時の事業者への対応について（豊橋市提出）

【要旨】

南海トラフ地震臨時情報が発表された際に、事業者が具体的にどのような体制や対応をすればよいかを検討するための作業が円滑に進められるような支援策について、市として検討しているか、検討している場合はその内容を具体的にご教授ください。

ア．　支援策について検討しているか

イ．　【検討している場合】内容について
（例）臨時情報発表時にとるべき行動のチェックリストの作成、企業ＢＣＰ策提案の作成　など

議題３　大規模災害と感染症の複合災害への対応について（豊橋市・春日井市・犬山市提出）

【要旨】

現在、新型コロナウイルスが猛威を奮っており、国民の自粛協力により感染数は減少していますが、自粛要請の解除に伴い、第二波、第三波と再度感染が広がる可能性も懸念されています。また、治療薬が確立されない限りは、数年に渡ってウイルス対策を講じていく可能性もあるため、不特定多数が集まる避難所の今後の運営方法にも注意が必要です。

そこで、各市における避難所の感染症対策について、教えていただきたい。

（１）大規模災害が発生し避難所を開設する場合の感染症対策について

豊橋市では、市民に対して、避難所へ行く必要がなくなるように次のような事前対策を進めるように啓発しております。

・自宅周りの危険個所の確認や耐震診断や耐震改修、家具の固定など被災後も自宅で過ごせる環境づくりを行うこと。
・避難所における感染予防として、３密とならないように、避難状況に応じて第２指定避難所の開設や発熱など症状のある方の専用スペースの設置、スペースを区切る間仕切り段ボールの設置

春日井市では、各指定避難所の施設管理者が、濃厚接触者・感染疑い者・一般(要配慮者含む)をゾーニングするための施設利用計画の作成を進めています。

また、基本的な避難スペースとなる体育館が３密とならないように、間仕切りによる区分けを行い、避難者同士の距離をあける計画をしています。

犬山市では、災害時に本当に避難が必要かどうかを、個人個人で改めて確認してもらうよう市民に啓発し、避難所での密な状況を極力作らないように呼び掛けています。

（２）災害時にすでに伝染病に感染し自宅待機などしている人物への対応について

豊橋市では、どの人物が感染者か事前に把握できていれば対応することも可能だが、現在においてはその共有はされていません。

春日井市では、感染者及び濃厚接触者の情報を入手できないため、避難所の受付において問診等を行うなど感染拡大防止のための避難所運営マニュアルを作成しています。

犬山市では、感染者及び濃厚接触者専用の避難先を確保し、一般避難者と隔離する対策を講じる予定です。また、対象者で専用の避難所への移動が難しい方へは、公用車で運送する等の対応を検討中です。

議題４　業務継続計画（BCP）に基づく訓練について（春日井市提出）

【要旨】

当市では、令和２年３月に業務継続計画を改定しました。

継続的に内容を見直し、実効性を高めていくため、BCP に関連した訓練の実施を考えています。

そこで、貴市において、過去に実施した訓練があれば（予定も含む）、訓練内容についてご教示ください。また、訓練要領や計画等を作成されていましたら、参考にしたいため、ご提供ください。

議題５　新型コロナウイルス感染症の流行下での避難情報発令時の住民の在宅避難及び車中泊での避難について（豊田市提出）

【要旨】

災害発生時、各市において避難情報を出した際に、在宅避難が可能な住民に対してどのような対応をとっているのか、また、避難所開設時の新型コロナウイルスへの対策の一つとして車中泊が挙げられている中で、各市における車中泊に対する考えについて教えていただきたい。

豊田市では、車中泊には、エコノミークラス症候群等、健康面の課題もあることから、積極的に推奨するものではないが、３密を回避するための、避難行動の選択肢の一つとして市民への周知を行っている。
今後、車中泊対応として、

・避難者の把握、健康状態の管理などを適切に行うため、車中泊用スペースの確保
・車中泊マニュアルの整備
・車中泊を快適に行うためのグッズの備蓄などの紹介

を行っていくことを考えている。

（１）在宅避難の周知について
（例）在宅避難をするために必要な備えや自宅の家具の固定などについて掲載した冊子等の作成、在宅避難者への支援物資提供の方法などについて記載したマニュアルの作成など

（２）車中泊避難について
ア.車中泊の考えについて
（例）積極的に推奨しているか否か等

イ.車中泊への対応について、どのような取組を考えているか、またその進捗状況について

（３）車中泊についての管理体制、マニュアルや啓発チラシ等を整備されていましたら、参考にしたいため、ご提供ください。

議題６　新型コロナウイルス感染症対策におけるホテルや旅館等を活用した避難所運営について（東海市提出）

【要旨】

新型コロナウイルスの収束が見込めない状況の中、大規模災害の発生及び避難勧告の発令がされた際、本市においては、避難所が不足することが考えられます。先般、国・県から新型コロナウイルス対策を見据えた避難所の運営の在り方を検討する場合にホテルや旅館等を活用するなど多角的な避難所の在り方を検討する必要がある旨の通知がありました。本市もホテル等の活用を考えていますが、各市における避難所としての活用の有無、また、その際の借り上げ料や活用方法の考え方についいてご教示ください。

（１）ホテルや旅館等の活用（予定・検討中も含む）はあるか

（２）市が負担する借り上げ料について

①災害時の協定等により予め設定した金額（　　円／１室１人）
②通常の宿泊費と同額
③無料
④検討中
⑤決定していない
⑥その他（　　）

（３）活用する場合の施設利用の考え方について
（例）避難所に避難してから発熱等の症状が出た方などが複数発生して、当該避難所で個別隔離できなくなった場合、新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者で陰性だったが２週間自宅待機する必要がある方が避難を申し出た場合　など

議題７　新型コロナ感染症対策における避難所の運営について（田原市提出）

【要旨】

新型コロナウイルス感染のおそれが懸念される場合における状況下において避難所を開設する場合、「密閉・密集・密接」を避ける必要があるが、避難所内の居住スペースには限りがあるため、居住用及び感染症予防のための間仕切り等の活用が想定される。

当市においても、間仕切りについては備蓄しているが、倉庫の備蓄スペースも限られているため、絶対数の不足が危惧される。
そこで、各市におけるスペースを確保するための間仕切り等の備蓄状況について、ご教示いただきたい。

（１）段ボール等の避難所スペース確保のための間仕切り等の備蓄状況について（※複数回答可）
①想定避難者数に対応できる十分な数量の確保が出来ている
② 備蓄はしているが数量は十分ではない
③ 市では備蓄していない
④ 災害協定等による流通在庫備蓄で対応する
⑤その他（　　）

（２）保管場所について（※複数回答可）
①各指定避難所に保管
②市災害拠点倉庫に保管
③市では備蓄していない
④その他（　　）

（３）【災害協定等における提供を想定している場合】協定締結事業所（事業所名、業種、間仕切りの種類（段ボール、簡易パーテーションなど））について

（４）上記のほか、避難所のスペース確保のために工夫をしている点があればご教示いただきたい。